

街づくりにむけて

全体スケジュール

平成18年度まで	平成 4年 9月16日	■ 都市計画決定
	5年 3月30日	■ 施行条例の制定
	6年 9月21日	■ 事業計画決定
	7年12月 6日	■ 土地区画整理審議会委員の選出（10名）
	8年 6月 5日	■ 土地区画整理評価員の任命（4名）
	8年12月20日	■ 土地評価基準の施行
	8年12月20日	■ 換地設計基準の施行
	9年 6月17日	■ 事業計画変更決定（第1回）
	10年 7月31日	■ 仮換地指定
	11年10月 1日	■ 地区計画の都市計画決定
	12年12月 6日	■ 土地区画整理審議会委員の改選（10名）
	13年 6月15日	■ 事業計画変更決定（第2回）
	14年 9月 3日	■ 事業計画変更決定（第3回）
	17年12月 6日	■ 土地区画整理審議会委員の改選（10名）
平成19年度		■ 移転物件の調査（平地・向山墓地含む）
		■ 補償・移転の実施、公共施設及び宅地の整備
		■ 事業計画の見直し
		■ 豊年橋の架け替え
		■ 区画道路の整備
		■ 保留地処分の計画作成

◆このニュースはみなさんと街づくりを検討する資料です。大切に保管してください。◆

●お問い合わせ・ご意見は下記まで●

市街地整備事務所

TEL(0569)22-9302 / FAX(0569)22-8561

半田市建設部市街地整備課

E-mail : shigai@city.handa.lg.jp

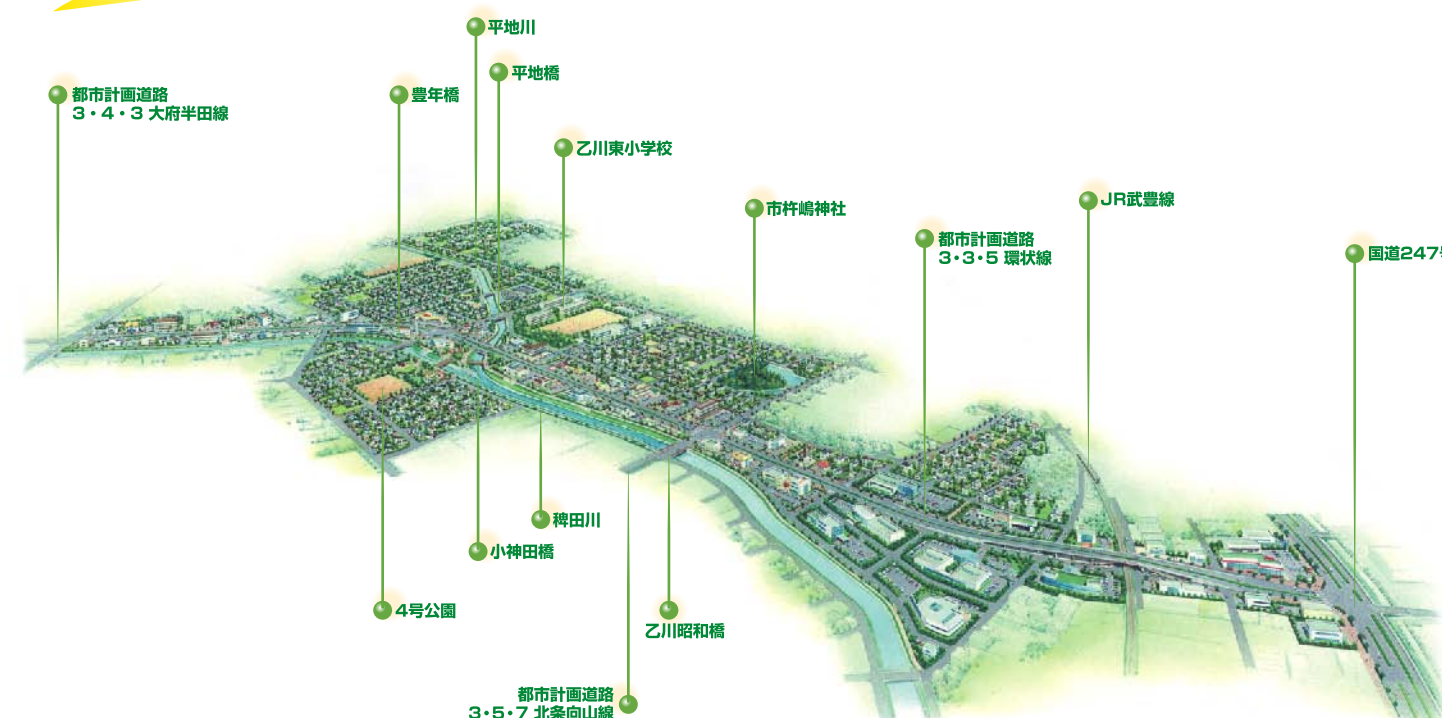
URL : <http://www.city.handa.aichi.jp/shigai/>

乙川中部

—— 自然が生きる住みたくなる街 ——

街づくり

こんな街になります



平成19年12月
(1988.1.No.1発刊)

半田市

区画整理事業の状況について

半田乙川中部土地区画整理事業の整備の状況は、平成19年3月末で事業の進捗率が約40%、建物移転率が約50%となり、一部の区域では宅地としての利用も可能となりました。

平成19年度も引き続き整備工事を進めております。工事中は交通規制など、いろいろとご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成19年度に整備をしているところ



お知らせ

移転物件調査のお願い

土地区画整理事業に伴い移転が必要な物件につきましては、調査を実施しているところですが、今後も引き続き皆様のご理解とご協力を得るなかで進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

併せて、平地・向山墓地の移転に向けた調査をさせていただいており、向山墓地を使用されている方の確認も行っていますので、関係者の方はご連絡をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

建物移転補償について

建物移転補償は、現在の土地から移転先（仮換地）へ、建物等に移す必要がある場合に、費用を施行者が補償するもので、主な補償項目としては次のものがあります。

■建物移転補償

移転前の建物の価値、機能を損なわないよう、移転工法を勘案して建物本体の費用を補償します。

■工作物補償

工作物（門や塀など）を移転するために要する費用を補償します。

■立竹木補償

庭木などの移植、伐採、枯渇などに要する費用を補償します。

■動産補償

動産（家財など）を移転先に移転するために要する費用を補償します。

■移転雑費補償

移転に際し、必要とする法令上の手続き費用（建築確認申請など）、移転通知費用など諸々の雑費を補償します。

※なおこれらの補償は、移転工法や現在の建物の用途などにより該当しない場合もあります。